

諮問日：平成28年4月15日（平成28年度（最情）諮問第2号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（最情）答申第29号）

件名：司法修習生考試結果集計表等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「50期以前の①司法修習生考試結果集計表及び②司法修習生修習成績集計表」（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、これらの文書についていずれも廃棄済みであり保有していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年1月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に廃棄済みかどうか不明である。

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）には、「文書管理者は、保存期間が満了したファイルについて、移管又は廃棄をした場合には、（中略）最高裁判所においては当該ファイルの名称、移管又は廃棄の日その他別に定める事項を移管・廃棄簿に（中略）記載しなければならない。」とある。したがって、本件各開示申出文書が廃棄されていた場合、廃棄簿が存在するから、少なくとも廃棄した日付は容易に判明するはずであるにもかかわらず、最高裁判所は、苦情申出人に対し、本件各開示申出文書をいつ、どのような方法で廃棄したかが分かる文書を開示できていない。

弁護士任官は概ね55歳まで可能であるから、原判断があった時点でいえば、概ね37期以降の弁護士が弁護士任官に応募する可能性があることとなる。そして、弁護士任官の応募者の成績の相対評価を知るためには本件各開示申出文書を保存しておくことが不可欠であるし、苦情申出人に開示された51期以降の考試結果集計表及び修習成績集計表は年度当たりA4で1枚の文書であるから、保管スペースの問題が生じる余地もない。

よって、本件各開示申出文書は、廃棄されていないといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件各開示申出文書である第50期（平成8年度）以前の司法修習生に関して作成された「司法修習生考試結果集計表」及び「司法修習生修習成績集計表」は、司法修習生考試委員会における審議資料であるところ、いずれも廃棄済みであり保有していない。
- 2 最高裁判所においては、平成13年3月7日付け最高裁秘書第90号事務総長依命通達「最高裁判所司法行政文書取扱要領について」（以下「取扱要領」という。）が定められるまでは、文書管理に関する明確な規律は存在していなかった。取扱要領を定めた際、それまでに作成又は取得した文書をどのように取り扱うこととされていたのかについても定かではない。

仮に、取扱要領が定められる前に作成又は取得した文書についても、取扱要領の定めに従って分類、保存することとされていたとすると、本件各開示申出文書は、取扱要領別表第2の分類表の小分類「人事事務」、標準ファイル名「人事一般（帳簿類を除く。）」に該当し、保存期間は、当該文書を作成し、若しくは取得した日の属する年度の翌会計年度の初日から、又は取扱要領が実施された平成13年4月1日から5年間とされていたものと推測される。いずれにしても、本件各開示申出文書は、保存期間を満了し、廃棄されたものと考えられる。

なお、本件開示申出がされた後、本件各開示申出文書について探索したが、

いずれも存在しなかったことを確認している。

- 3 したがって、本件各開示申出文書はいずれも廃棄済みであるから、原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年4月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月1日 審議
- ⑤ 同月29日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年7月11日 審議
- ⑦ 同年9月30日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件各開示申出文書について、管理通達に従った廃棄がされた旨の記録がない以上、廃棄済みであるとする原判断は不相当であると主張する。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書が作成された当時は、司法行政文書の管理については、管理通達もその前の取扱要領も整備されておらず、取扱要領が定められた際、それまでに作成又は取得をした文書をどのように取り扱うこととされていたのかも定かではないと説明する。

そこで、委員会庶務に調査させたところによれば、取扱要領による司法行政文書の管理がされるようになったのは、平成13年4月1日であり、取扱要領には、同日前に作成し、又は取得した文書についての取扱いに係る定めはないことが認められる。また、仮にそのような文書について取扱要領に従って管理されていたとした場合には、その保存期間は5年であったと考えられるとする最高裁判所事務総長の説明も、取扱要領に照らし、合理的である。

そうすると、本件各開示申出文書が作成されたのが、平成9年度以前である

と考えられることからすると、本件各開示申出文書について、廃棄された旨の記録がないことが不合理とはいえない。

- 2 以上に照らすと、最高裁判所において、本件各開示申出文書について探索したが、存在しなかったとしていることも不合理とはいえず、最高裁判所においてこれらを保有していないと認められる。

苦情申出人は、弁護士任官の応募者の成績の相対評価を知るために本件各開示申出文書を保存しておくことが不可欠であると主張するが、本件各開示申出文書がなければ弁護士任官に係る最高裁判所の事務処理ができないとする事情は何ら明らかでなく、上記主張によっても、本件各開示申出文書が存在すると推認することはできない。

- 3 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書がいずれも廃棄済みであるとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらをいずれも保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人